

パイ

2020年9月発行
VOL.1-2 合併号



[表紙] 人形劇団「あんど娘」(大槌町)

あんど娘は、平成6年大槌町の女性を中心に結成された人形劇団サークルです。東日本大震災により人形や舞台装置等が流出し、活動できない状態が続きましたが平成27年から再出発。高齢者の生きがい創出や、^{あんど}安渡井などの地域文化の伝承を目的として大槌町内外で公演を行っています。現在は新型コロナウイルスの影響により活動は休止中ですが、再開に向けて公演の方法などを検討しています。

[特集] つながる・地域の元気「県北・沿岸編」 2-5

NPO法人カシオペア市民情報ネットワーク／久慈市横沼町内会	
NPO法人小国振興舎／大船渡まちもり大学	
岩手県からのお知らせ	6-7
岩手県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターからのお知らせ	8-9
NPO活動交流センターからのお知らせ	10-11
助成金情報	12-13
新型コロナウイルス感染症に対する給付金等の支援について	14-15
あなたのまちの市民活動支援のみなもと NPO法人@リアスNPOサポートセンター ..	16

NPO法人

カシオペア市民情報ネットワーク

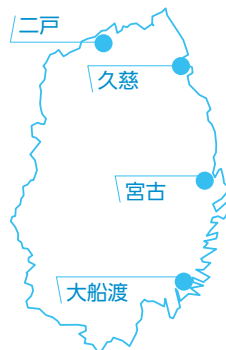
地域に根ざしたコミュニティFMを放送
地域へわかりやすい情報を伝える



地域での中継の様子

特集 つながる・地域の元気「県北・沿岸編」

情報誌PINの今年度第1号は、秋号と新型コロナウイルス感染症の影響により発行が延期となっていた夏号との合併号です。特集「つながる・地域の元気」では、県内のNPO法人や地域コミュニティ等をご紹介します。県北地域からは二戸市のNPO法人カシオペア市民情報ネットワークと、久慈市の横沼町内会。沿岸地域からは宮古市のNPO法人小国振興舎と、大船渡市のキャッセン大船渡で開催される大船渡まちもり大学の活動をご紹介します。最終面では釜石市のNPO法人@リアスNPOサポートセンターをご紹介します。



二戸市との協定締結式、左が中田勇司理事長

カシオペア連邦とは岩手県北の市町村、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村からなる連携の枠組みだ。二戸市のカシオペア市民情報ネットワーク（2018年9月認定NPO法人取得）では、コミュニティFM「カシオペアFM」を放送している。二戸市を中心とした、カシオペア連邦の一部エリアで聴く事が出来る。理事長の中田勇司さんと、放送局長でパーソナリティも務める大久保瞳さんにお話を伺った。

災害時の情報発信を担う

設立したのは2004年6月。営利目的ではなく二戸地域の地域力を向上したい

地域の窓口としての役割



大久保瞳放送局長

との考えから、NPO法人として立ち上げた。放送局として開局したのは、2005年12月。開局前、二戸地域は山に囲まれラジオの文化が弱い地域だった。また、地域新聞や情報誌もなく、地域の日常的な情報を伝える手段に乏しかった。地域の活動を発信し、繋いでいくことを目的にコミュニティラジオ事業を始めた。スタジオは二戸駅に隣接する観光物産センター「カシオペアメッセ」に「やーと」の1階。センター設計時から施設の機能として二戸市へ提案した。開局からしばらくは手探りの状態が続き、事業に懐疑的な声もあったという。

「有事の際に聞いてもらうためにも、日々良い放送を作っていきたい。」と大久保さん。月曜から金曜の生放送は6時間。曜日ごとのパーソナリティが地域の情報を発信している。なるべく取材に歩き、多くの人と関わる事を意識しているという。ラジオ放送が地域での交流のきっかけになるなど、ラジオを聴く文化は根付いてきており、地元のスポンサーも増えてきている。また、スマートフォンアプリから全国で放送を聴く事が出来るため、放送を聴いて東京や関西地方から二戸市を訪れる方もいた。コミュニティFMが地域の窓口となっている。中田さんは「地域の魅力や活動を咀嚼してわかりやすく伝える役割を果たしていきたい。」と語る。災害時等の情報発信を含め、コミュニティFMに期待されることは多い。今後も地域と密接な放送局としての活動を続けていく。

久慈市横沼町内会

町内会内に3つのボランティア団体を立ち上げ
住民が楽しく活動しながら世代間の交流を図る



写真左上から大坪清会長、大向達夫さん、林崎立身さん、大向ヨ江さん、田中和子さん

3つのボランティア団体を立ち上げ活動

久慈市侍浜町は「あまちゃん」ロケ地の一つである海水プールや、2016年に再オープンした水族館「もぐらんぴあ」等が有名な地域だ。春から夏に吹くやませを活かし、シイタケやほうれんそう等が栽培されている。侍浜町地区には12の町内会があり、横沼町内会もその一つだ。横沼漁港を持ち、定置漁業が行われている。現在は232人、77世帯が暮らす。様々な催事が開催される横沼地区公民館で、役員の方々にお話を伺った。

横沼のまちづくりを担っているのは、横沼町内会まちづくり推進委員会だ。町内会や婦人会のほか、町内会内で立ち上がった3つのボランティア団体が構成される。ボランティア団体が立ち上がったのは2008年の6月。それぞれ住民が集まり活動している。「横沼たんぽぽの会」は女性のみのグループだ。毎月1回のふれあいの



ふれあいサロンの様子



健康づくり活動

海産物の販売等、多くのアイディアが飛び出した。侍浜町の近隣町内会との協力も視野に入れ、今後の活動を続けていく。

常に楽しい活動を心がける

えるため、月に3回発行することもあった。

サロンは立ち上げから12年間欠かさず開催。手づくり昼食会等で親睦を深める。また、地元食材の新商品開発や郷土料理づくり体験の活動も行っている。久慈市からの要請で、寄港した客船の乗客に「おふるまい」をすることもあった。 「横沼らく・楽クラブ」では60歳以上の高齢者と障がい者が参加。4月から11月の間、毎日グラウンドゴルフ活動で健康づくりと仲間づくりに取り組んでいる。「横沼ひまわりの会」は小学生とその父母が環境活動などを実施した（現在は町内の子どもが少なく、休止中）。

横沼町内会まちづくり推進委員会のキャッチフレーズは「孫と緒に住める地域づくりを目指して」。各団体がそれぞれ世代間交流を図るが、大坪清町内会長は「子どもが減り、若い人がなかなか活動へ参加してくれない。」と課題を語る。若い人でも参加しやすいように、常に楽しく活動するように心がけている。

町内会は2012年には県の「元気なコミュニティ特選団体」に認定された。また、2005年から毎月作成する「横沼町内会だより」は2019年1月に第300号を発行。活発な活動の成果を伝

今後やってみたいことを伺うと、高齢者が集まる場所や自然に囲まれ資源が豊富な場所であること活かし、郷土料理の推進、インターネットを活用した情報発信や

NPO法人小国振興舎

開業から1年

小学校から里の駅へ生まれ変わる



7月にオープンした。宮古市と遠野市をつなぐ国道340号沿いにあり、ドライバーや住民が気軽に産直や食事に利用できる。

運営しているのは宮古市のNPO法人小国振興舎。地域住民や近隣市町村の会員らがスタッフとして働く。理事長の横道廣吉さんにお話を伺った。

閉校した小学校から里の駅へ

里の駅開業のきっかけは、宮古市と旧川井村の合併と小学校の閉校だ。地域団体主催のワークショップで、住民らが今後について話し合った。産直がない地区ということもあり、校舎を活用した里の駅の開業が案として出されたという。

開業に向け動き始めた直後、東日本大震災により活動は一時中断。国道340号は復興支援道路となり、2018年11月には交通の難所



地元の蕎麦や蕎麦を使用したシフォンケーキ、パウンドケーキも販売

だった立丸峠にトンネルが開通。

交通量が増えることが見込まれ、市が予算を計上したことが開業への弾みとなった。

施設は閉校した小国小学校の校舎の1階を使用。改築を行った宮古市からの指定管理を受け、公設民営の施設として運営されている。フードコート内の机や椅子は小学校時代から使われていたもの。什器類は開業時のクラウドファンディングによる資金調達の他、小学校の備品も活用している。

国道340号を利用する人のオアシスに

昨年度は約2万4千人が訪れ、開業直後は特に賑わった。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、遠方からの利用者が減少。イベントの



横道廣吉理事長

横道さんは「昔と比べ地域の概念は変わった。国道340号沿線が生活圏であり、ひとつの地域であると考えています。」と話す。法人の会員も広く国道340号を利用する近隣市町村の住民であるという。施設の運営には、子育て世代の女性や子ども視点も取り入れるようこころがける。様々な人が利用する場所だからこそ、幅広い視点から施設を運営し、国道340号沿いのオアシスとして利用者を温かく迎えている。

◎里の駅おぐに

〒028-2422

宮古市小国第9地割81番地1

利用時間：9時～17時(食事提供は11時～15時)

※トイレは24時間利用可能

開業も難しい状況だ。「収支バランスが取れるように、今までとは別の仕組みが必要だ。」と横道さん。通販でも販売できるように、蕎麦や焼き菓子などの日持ちする商品を開発した。

大船渡まちもり大学

キャッセン大船渡から

若者がアクションに踏み出す



まちもり大学の様子

「大船渡まちもり大学」はキャッセン大船渡の敷地内にあるコミュニティスペースを会場として開催されている。若者を主なターゲットに、まちの担い手を育む場だ。主催は施設を管理する株式会社キャッセン大船渡だが、委託を受けて、NPO法人おおふなと市民活動センターが事業の運営を行う。NPO法人おおふなと市民活動センターの木下雄太理事長にお話を伺った。

まちづくりの学びを得る「コミュニティ

事業を実施するのは今年で2年目、昨年の3月から始まった。企画したのは東京大学からキャッセン大船渡へインターンシップに来た、藤田太郎さん。地域に若者の学びを得る「コミュニティ」が無かったことから発案されたという。

木下さんは「市内における課題解決や、自己実現の方法を学ぶ場になっています。」と語る。昨年は講座やワークショップ等を合わせて15回開催。



木下雄太理事長

「やってみたいこと」を抱える人が、実際に行動に踏み出せるように全体のプログラムを設計したとのこと。まちづくりに携わる講師を招いた講座の他、具体的な計画を練る回、チームでプロジェクトを磨く回も行った。アイデアを生み出し実行するまで、参加者同士が学び合う場となった。

実際にいくつかの「やってみたいこと」が、具体的なプロジェクトとして実施された。そのうちのひとつ、「キラキラ☆冬の学園祭」は大船渡高校、大船渡東高校の生徒が企画し、12月のキャッセン大船渡のイベントに合わせ開催された。学校の文化祭ではできない、自分たちがやりたいことを集めたイベントだった。それぞれがやってみたいことを実現できた。

参加者は各回平均して30名以上が集まる。社会人のほか高校生の参加も多く、仕事終わりや放課後の時間に合わせ開催される。



まちもり大学の様子②

まちを守り盛り上げる担い手を育てる

2年目はオンライン形式で6月からスタート。市外からの参加もある。今後、オフラインの集まりの中に、オンラインによる外からの視点を取り入れた空間を作る予定だ。

今年はまちづくりの課題に着目。商店街や商品開発、働き方、地域コミュニティ等具体的なテーマを設定し、参加者と考える。「まちに必要なことを意識しながら、自分のやりたいことをできる人が育ってほしい。」と木下さん。これからも大船渡市民の学び舎として、名前の由来通りまちを守り、盛り上げる若者の育成が期待される。

大船渡駅から徒歩5分程のところにある商業施設「キャッセン大船渡」。2017年4月にオープンした地元密着型の商業施設だ。買い物や食事だけでなく、周辺地域のまちづくりにも貢献する。

認定NPO法人取得・更新

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定による認定特定非営利活動法人として認定しました。

特定非営利活動法人インクルいわて
(令和2年7月認定取得)

活動内容:「家族のカタチにかかわらず誰もが生き生きと暮らしていける包摂された社会(Inclusive Society)の実現」をビジョンに掲げ、課題を抱えやすいひとり親家庭支援を中心に「こども食堂」「被災者支援」「困窮者支援」に取り組み、「誰も取り残さない地域づくり」を目指しています。

代表者:理事長 山屋 理恵
住所:盛岡市材木町3-5
TEL: 019-626-6061
URL: <http://includiwate.jp/>



特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構
(令和2年1月認定更新)

活動内容:岩手県内の経済・産業界を中心に社会全体の協力により、刑務所出所者等の就労支援などを行い、安全・安心な地域づくりに貢献しています。

代表者:理事長 木川田 典彌
住所:盛岡市上ノ橋町1番50号
TEL: 019-681-7940
URL: <http://iwate-shien-kiko.or.jp>
※『PIN令和元年vol.4』に掲載した記事の訂正となります。



目指そう!「認定NPO法人」・「特例認定NPO法人」

【認定NPO(特例認定NPO)制度とは】

一定の要件を満たし、適切な運営・事業活動を行っているNPO法人として所轄庁(都道府県・政令市)に「認定」されたNPO法人に対する寄附は、税法上の優遇措置を受けられます。

さらに、設立初期のNPO法人(設立から5年以内)は、要件のひとつである「パブリック・サポート・テスト(PST)」を免除した「特例認定」を、1回に限り受けることができます。

認定の有効期間は、認定NPO法人は5年(更新可)、特例認定NPO法人は3年(更新不可)です。

【税制優遇措置について】

認定NPO法人等に寄附した人と、寄附を受けた認定NPO法人等がそれぞれ受けられます。

- 寄附者(個人) 所得税・住民税から寄附金額の最大50%が控除
相続した財産の寄附の場合は、寄附金額の全額が控除
- 寄附者(法人) 寄附金控除(所得控除)又は税額控除(損金算入額の枠が拡大)
- 認定NPO法人 みなし寄附金制度の活用等(法人税軽減措置)

○ 認定NPO法人等になるための一定の要件 ○

1. パブリック・サポート・テスト(PST)(※)に適合すること(特例認定は除く。)
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適切であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

(※)パブリック・サポート・テストとは…広く市民から支援を受けているかどうかを判断するもの。
判定を受けるときは、次の3つの基準から選択できます。

- ①「相対値基準」: 経常収入における寄附金の割合が1/5以上。
- ②「絶対値基準」: 各事業年度の寄附者数が100人以上。
- ③「条例個別指定」: 都道府県・市町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として指定を受けている。

参考:内閣府NPOホームページ「認定制度について」

■認定NPO法人制度に関するお問い合わせ

岩手県環境生活部 若者女性協働推進室 連携協働担当
認定NPO法人専門員 TEL:019-629-5337 FAX:019-629-5354
岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/npnpo/1021294/index.html>

一緒に認定を
目指していきましょう。
ぜひ、ご相談ください。



事業報告書の提出について

NPO法人として認証を受けている団体は、毎事業年度初めの3か月以内に、事業報告書等を県または主たる事務所の所在地の市町村(権限移譲している場合)に提出する義務があります。提出した書類は、所轄庁(都道府県・政令市)において一般の方へ情報公開(閲覧)します。

事業報告書の提出がない場合 ⇒ 地方裁判所へ過料事件通知書を送付(法第80条第5号)
さらに3年以上にわたって事業報告書等の提出がない場合 ⇒ 認証取消し処分(法第43条第1項)

提出前のチェックポイント!【財務諸表(計算書類)】

財務諸表のうち、活動計算書(収支計算書)と貸借対照表の記載例です。ここで必ずチェックしてほしいのは、正味財産の金額です。前期から繰り越しているもの、当期増減の合計、次期に繰り越すもの、資産合計と負債・財産の合計、それぞれが一致していること!
また、報告内容が前年度の内容と矛盾しないよう、前年度の財務諸表も合わせてチェックしましょう!



〇〇年度 活動計算書				〇〇年度 貸借対照表			
年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日現在			
特定非営利活動法人〇〇〇〇				特定非営利活動法人〇〇〇〇			
(単位:円)				(単位:円)			
科目	金額			科目	金額(単位:円)		
I 経常収益				I 資産の部			
1. 受取会費				1. 流動資産			
正会員	90,000			現金預金	400,000		
賛助会員	50,000	140,000					
2. 受取寄附金	100,000			流動資産合計		400,000	
3. 受取助成金等	250,000			2. 固定資産			
4. 事業収益	15,000			(1) 有形固定資産			
5. その他収益	10,000			什器備品	50,000		
経常収益計			515,000	敷金	25,000		
.....							
II 経常費用							
1. 事業費							
(1) 人件費							
.....							
その他経費計	150,000			投資その他の資産計	25,000		
事業費計		200,000		固定資産合計		100,000	
2. 管理費				資産合計			④ 500,000
(1) 人件費							
役員報酬	0			II 負債の部			
.....				1. 流動負債			
人件費計	0			短期借入金	150,000		
(2) その他経費							
消耗品費	50,000			流動負債合計		225,000	
.....				2. 固定負債			
その他経費計	250,000			長期借入金	250,000		
管理費計		300,000					
経常費用計			500,000	固定負債合計		250,000	
当期正味財産増減額			① 15,000	負債合計			475,000
前期繰越正味財産額			② 10,000	III 正味財産の部			
次期繰越正味財産額			③ 25,000	前期繰越正味財産			② 10,000
				当期正味財産増減額			① 15,000
				正味財産合計			③ 25,000
				負債及び正味財産合計			④ 500,000

※ NPO法人会計基準に準拠

そのほか財務諸表のチェックポイント!

- ☑ 財務諸表は、各法人で選択した会計基準に基づいて作成されているか。(※)
- ☑ 財産目録は、貸借対照表の内容を説明するものになっているか。
- ☑ 一般の方にもわかりやすいよう、「計算書類の注記」(何に基づいて計算したか説明するもの)に、必要な事項が記載されているか。

※NPO法人は、各法人の事業に近い業態の会計基準を選択して財産管理をすることができます。
なお、どの会計基準を選択しているのか、「計算書類の注記」として別紙や余白に忘れず記載してください。

ボランティア虎の巻①

夏の暑さも過ぎ去り、みなさんそれぞれの秋を満喫されていることでしょう。澄んだ空気のなか、ボランティア活動について考えてみませんか？

このコーナーでは、みなさんにボランティア活動の虎の巻をシリーズでお伝えします。今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動、全国的に災害が頻発する昨今の状況下での災害ボランティア活動が影響を受けている状況から、知っておくと役立つポイントをご紹介します。また、すぐに取り組めるボランティア活動についてもご案内しますので、ぜひチェックしてみてくださいね。

1 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動

全国社会福祉協議会から、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動を再開・実施する際の留意点をとりまとめた「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」が公表されました。

(1) 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の再開を検討する

以下の9点をポイントに活動の再開に向けた留意点が整理されています。

- ① 担い手同士で話し合う
- ② 感染防止等について担い手自身正しい知識を身につける
- ③ 福祉活動の再開方法等を検討する
- ④ 活動に使える補助金・助成金等を活用する
- ⑤ 利用者が安心して参加できるように適宜情報提供する
- ⑥ 福祉活動等の再開に向け地域の理解を得る
- ⑦ 市町村社協によるバックアップ・相談体制等を確立する
- ⑧ ボランティア活動保険の加入
- ⑨ 全国取組事例を参考に新たな地域住民等による福祉活動を創設する



(2) 地域住民等による福祉活動・ボランティア活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止の留意点

集合型支援、訪問型支援ごとと共通すること、活動ごとの講じるべき具体的な対策等についてポイントが整理されています。

各地の感染状況等を勘案しながら創意工夫をこらして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動に取り組みましょう！

上記について詳しくは、全国社会福祉協議会「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」のホームページをご覧ください。 <https://www.zcwvc.net/>

全国取組事例について詳しくは、「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページをご覧ください。 <https://tunagari-action.jp/>

2 災害ボランティア活動

これまでの被災地支援のボランティア活動は、特に次の点に留意しながら活動してきました。

- 正しい情報入手…被災地へのボランティアについては、事前に的確な情報入手をしてください。
- 十分な準備…災害によって活動時に必要な服装が違いますので、十分な準備をお願いします。
- ボランティア活動保険…被災地入りする前に、最寄りの社会福祉協議会で加入してください。
- 識別できる服装…ビブスの着用等、ボランティア活動中であることが識別できる状態で活動してください。
- 支援物資…被災地の状況をよく確かめて、必要とされている場合のみ送付してください。
- 募金も大切な支援…被災地で活動するだけでなく、募金も大切な支援の一つとなります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況においては、感染拡大防止に配慮しつつ、災害ボランティアの募集範囲に制限が設けられています。

全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センターからは、「災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかわるガイドライン～(第1版)」が公表されました。感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあり、どんな場面における活動にあっても、以下の事項を守りながら活動するよう心がけましょう。

(1) 健康管理の徹底

身体の状態が以下①～③に1点でも当てはまる場合は、活動の参加を控えるようにしてください。体温計測は客観的基準として有効ですので、活動の際の事前の検温をお願いします。

【チェック項目】

- ① 体温が37.5℃以上の場合（または平熱より1℃以上超える場合）
- ② 咳、倦怠感等風邪の症状がある場合、味覚・嗅覚の異常がある場合
- ③ 海外渡航歴があり帰国後2週間を経過していない場合

万が一被災地において感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリを積極的に活用してください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(2) 手洗い・手指消毒の励行

活動前、活動中、活動終了後のいずれにおいても石鹸での手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底されるようご配慮ください。携帯用の消毒液等をご持参ください。

(3) マスクの着用

活動中のマスクの着用を徹底するようご配慮ください。

(4) 対人距離の確保

対人距離の確保は感染防止の重要事項です。

感染拡大のリスクをできる限り最小限にしながら、適切なコミュニケーション手段を用いて活動が行われるよう、フィジカルディスタンス（物理的距離）をつねに意識した行動をお願いします。

災害ボランティア関係について詳しくは、以下の各ホームページをご覧ください。

- ・内閣府防災担当「内閣府防災情報のページ」 <http://www.bousai.go.jp/>
- ・全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター「被災地支援・災害ボランティア情報」 <https://www.saigaivc.com/>
- ・中央共同募金会「赤い羽根共同募金」 <https://www.akaihane.or.jp/>
- ・災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P) <https://shienp.net/>
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD) <http://jvoad.jp/>

★ボランティア体験inいわて～やさしさで心の花をさかせよう～

岩手県内各地で、子どもから大人まで誰でも参加できるボランティア活動を集めました。主に高齢者、障がい者、子ども、各種イベントなどに関するボランティアをご紹介します。お好きな方法で、ボランティアを探してみてくださいね。

①パソコン・スマホから検索する方法

体験プログラム検索ができる画面が表示されます。

②最寄りの社会福祉協議会を訪ねる方法

社会福祉協議会の窓口に「ボランティア体験inいわてに参加したい」とご相談ください。

【お問合せ先】岩手県社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター

TEL:019-637-4483 FAX:019-637-7592

「ずっぱりボランティアいわて」URL:<http://iwate-volunteer.jp/>



SDGs 17の目標 (SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)

「SDGs(エスディー・ジー・ズ)」とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。私たちNPO等の活動の一つひとつが、SDGsの達成に繋がります。

2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲット

SDGsはカラフルなロゴとともに17の目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットから構成され、2030年までに達成することを目指します。17の目標は貧困や衛生、技術革新、気候変動等多様ですが、それぞれの目標に対する取り組みは、他の目標の達成にも影響します。

SDGsが盛り込まれたサミットの成果文「2030アジェンダ」の前文では「誰一人取り残さないこと」を誓っています。個人、企業やNPO等すべての人、世界のすべての国が協力して取り組んでいかなければ達成することはできません。

最近では、様々な場所でロゴが見られたり、「SDGs」という言葉を聞く機会も増えてきましたが、それぞれの目標について知っているという方はまだ少ないのではないのでしょうか。

右ページにて17の目標をご紹介します。私たちの普段の生活や活動、仕事の中で関係するものはあるのでしょうか。



NPO活動交流センターの基礎講座とNPO・ボランティア活動なんでも!相談所の開催

毎回、テーマを設定して開催しています。お気軽にお申し込み下さい。

NPO基礎講座

- 日時 9月30日(水) 「理事・監事・事務局の役割」
- 10月28日(水) 「NPO法人登記に関する留意事項」
- 11月25日(水) 「連携・協働のススメ!」

いずれも ①14:00~15:30 ②19:00~20:30

■場所 アイーナ6F 団体活動室2 ■定員 各回5名 ※終了後個別相談あり

■講師 ①久保NPO専門員 ②岩見副センター長 ※内容・講師の変更がある場合があります。ご了承願います。

NPO・ボランティア活動なんでも!相談所

■日時 10月13日(火)／11月10日(火)／12月8日(火)

いずれも ①14:00~ ②15:00~ ③16:00~ ④18:30~ ⑤19:30~

■場所 アイーナ6F 団体活動室1AB ※予約制による相談会を開催します。

1枠1時間です。ご希望の時間にご予約下さい。 ■相談員 岩見副センター長

■申込・問い合わせ先 NPO活動交流センター

TEL : 019-606-1760 E-mail : n-katsu@aiina.jp URL : www.aiinanpo.org/



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人に健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の不平等を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響を軽減させるための緊急対策を講じる



14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発に向けて海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用促進、森林の持続可能な経営、砂漠化への対処ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性損失を阻止する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

助成金情報

これから申請できる助成金情報です。
詳細については、実施団体に直接連絡するかホームページをご確認ください。



認定NPO法人取得資金助成[支援団体/公益財団法人 SOMPO福祉財団]

対象団体／社会福祉分野で活動し、認定NPO法人の取得を計画している特定非営利活動法人。
※以後、本助成において「認定」という場合は、「特例認定」を含むこととします。
※なお、所轄庁受付日が、令和2年4月1日～令和4年3月31日のものが対象です。(令和2年4月1日以降に、認定NPO法人の取得申請をすでに提出している団体(認定済みの団体も含む)も対象。)
助成内容／「認定NPO法人」の取得に関する費用であれば、用途は問いません。
※会合費、人件費、器材費その他一切用途は問いません。
ただし、原則として令和4年3月末までに所轄庁(都道府県・政令指定都市)に、「認定」の申請を行うことが必要です。

●募集期間/令和2年9月1日(火)～10月9日(金)17時 ●助成金額/1団体30万円とします。(総額450万円を予定)
●参考URL/ <https://www.sompo-wf.org/jyosei/nintei-npo.html>

2020年度 男女共同参画・少子化関連顕彰事業[支援団体/公益社団法人程ヶ谷基金]

顕彰対象者／この顕彰の対象者は原則、満45歳未満の研究者、学生、または満45歳未満の方を中心としたグループ、研究団体であり(理事長等が45歳以上の場合も、中心メンバーが満45歳未満であれば可)、ジェンダー研究、子育て支援活動など、男女共同参画社会の推進または少子化対策について、以下の部門ごとに定められた要件を満たした個人または団体となります。(ただし、既に他に同種の顕彰を受賞した個人または団体は除く。)
(1) 論文部門
概ね2019年1月以降に完成させた男女共同参画社会の推進または少子化対策に関する研究論文および「別紙1論文部門応募用紙」を提出した者
(2) 活動部門
男女共同参画社会の推進または少子化対策に資する活動を過去から継続的に行っており、かつ、概ね平成31年1月以降に実施した活動状況について「別紙2活動部門応募用紙」および事業報告書、パンフレット等、活動状況把握の参考となる資料を提出した者

●申込期限/令和2年9月30日(水)(必着) ●顕彰金額/原則、1件につき上限50万円、10名(または団体)程度を目途とします。
●参考URL/<https://hodogaya-foundation.or.jp/equality/req/>

2020年度 被災地住民支え合い活動助成[支援団体/社会福祉法人岩手県共同募金会]

対象団体／岩手県内の仮設住宅・復興住宅の被災者を対象に、支援する側として、また住民同士の支え合いとして、次のいずれかの活動を行うボランティア団体(自治会・町内会を含む)、NPO法人、社会福祉協議会とします。
①孤立を防ぐ活動
②日常生活を支える活動
③コミュニティ再生のための活動
※県内に拠点を置き、岩手県民5人以上で構成されている非営利団体であること。
※前年度に本助成事業を実施した団体は、精算報告が終了していること。
※団体の目的や活動が政治・宗教に関わりがないこと。また、暴力団員等の反社会的勢力との関わりがないこと。

●申込期限/第5回令和2年10月23日(金) 第6回令和2年12月18日(金)
●助成金額/
(1)中期的な活動の場合(おおむね3か月以上の活動) 1団体につき、総事業費の90%以内で27万円を上限とします。
(2)1日限り・1回限り等の限定的な活動の場合 1団体につき、総事業費の90%以内で9万円を上限とします。
●参考URL/<http://www.akaihane-iwate.or.jp/jyosei/sasaeai.html>

未来のつばさ プロジェクト支援[支援団体/公益財団法人 楽天 未来のつばさ]

対象団体／支援を受けようとする団体は、日本国内における児童養護関連団体で事業計画に従って遂行に足る能力を有する団体であり、また、それを過去の実績等で証明できること。申請は1団体、1プロジェクトとする。また原則2年連続の助成は行わない。
対象事業／・児童養護関連プロジェクトで、そのテーマや内容が子どもの権利擁護、子どもの最善の利益に資するものであること。
・児童養護関連プロジェクトに於いて、そのプロジェクトの計画性及び方法が目的を達成するために適切で、かつ支援によりプロジェクトの効果が十分発揮できると認められたものであること。
・当該支援プロジェクトは、営利を目的としないものであること。

●申込期限/令和2年10月30日(金)必着 ●助成金額/1件あたりの上限額:30万円 件数6件
●参考URL/<https://mirainotsubasa.or.jp/institution/outline/>

助成事業(地域文化の振興をめざして)[支援団体/(公財)全国税理士共栄会文化財団]

助成対象／①芸術活動分野
地域における音楽・舞踊・演劇等の芸術活動及びそれらの人材の育成などに努力している個人または団体
②伝統芸能分野
地域における伝統芸能の保存及び後継者の育成を図るための活動などに努力している個人または団体
③伝統工芸技術分野
地域における伝統工芸技術の保存及び後継者の育成を図るための活動などに努力している個人または団体
④食文化分野
地域における食文化に関わる技能及び技法、並びに継承者の育成等を図るための活動などに努力している個人または団体
助成条件／①助成金は、活動のための諸費用を要するものとします。
◆例:研修費、会場費、材料費、道具費、記録費、衣裝修繕費等
②芸術活動分野および伝統芸能分野の助成は、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に実行および支出するものを対象とします。
③家元・流派が確立され、維持の見通しが立つようなものは除きます。
④過去に本財団から助成を受けた場合、原則として重複しての助成はいたしません。
⑤海外での活動に対しては助成いたしません。
⑥助成による「活動結果報告書」(本財団所定の用紙)等の提出が可能であること。
*報告書には領収書(写)、写真、新聞・雑誌等報道記事等を添付してください。
*パンフレット・チラシ等を作成の際は本財団名を記載してください。
⑦申請内容に変更が生じた場合は、令和2年11月末までに必ずご連絡ください
※税理士会及び税理士協同組合並びに税理士、都道府県教育委員会・文化関係部局、学識経験者、報道機関等いずれかの推薦及び本財団所定の推薦書を必要とします。

●申込期限/令和2年10月31日(土)※消印有効 ●助成金額/1件あたりの上限額:50万円を限度
●参考URL/<http://www.zenzeikyo.com/assist/index.html>

JTSDGs貢献プロジェクト

対象団体／以下の要件を全て満たす団体を対象とします。
(1)原則、法人(営利/非営利等の法人格は問わない)であること
(2)主たる事業所所在地と事業展開地が日本国内であること
(3)法人の設立目的や活動内容が、政治、宗教、思想に偏っていないこと
(4)反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力と交友関係を有する法人でないこと
対象事業／「格差是正」、「災害分野」、「環境保全」につながり、包摂的かつ持続可能な地域社会の発展に貢献する事業
「格差是正」:人と人もしくは地域間で生じる水準の差異の是正につながる事業
「災害分野」:災害発生地域における支援及び将来の災害に備えた減災・防災につながる事業
「環境保全」:様々な天然資源の維持につながる事業

●応募受付期間/通年 ●助成金額/1法人1事業を対象とし、上限200万円
●参考URL/<https://www.philanthropy.or.jp/jt/>

新型コロナウイルス感染症に対

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行は各所に大きな影響を及ぼしており、各省庁や自治体などから様々な支援が発表されています。NPO法人も活用できる支援を一部ご紹介します。詳細は実施主体のホームページをご確認ください。

持続化給付金〔経済産業省〕

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

給付対象の主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある。
3. 法人の場合は
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下であること。※NPO法人・公益法人等や、2019年1月から2020年3月の間に創業した方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給付額 中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

申請期間 令和3年1月15日(金)まで

URL <https://www.jizokuka-kyufu.jp/> (内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>)

家賃支援給付金〔経済産業省〕

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業の継続をささえるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金です。

給付対象の主な要件

1. 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかにあてはまること。
 - ①いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減少している
 - ②連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減少している
2. 2019年12月31日以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下であること。
4. 他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益(物を直接に利活用して利益・利便を得ること)をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。

給付額 法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

※申請日の直前1か月以内に支払った賃料などをもとに算定。

申請期間 令和3年1月15日(金)まで

URL <https://yachin-shien.go.jp/>

する給付金等の支援について

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)〔厚生労働省〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。

給付額 1人1日あたり15,000円が上限

申請期限 支給対象期間の末日の翌日から2か月以内

※この特例措置は令和2年4月1日～12月末までの期間を一日でも含む賃金締切期間が対象です。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

特定非営利活動法人感染症対策事業費補助金〔岩手県環境生活部若者女性協働推進室〕

特定非営利活動法人が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組に用いる備品や消耗品の購入に対して、その経費を補助する予定です。

補助対象者 岩手県内に主たる事務所のある特定非営利活動法人

補助額 1法人あたり10万円を上限(経費のうち消耗品費は3万円を上限)として、定額(10分の10)を補助します。

申請期間 令和2年10月～令和3年1月上旬(予定)

URL <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/npo/kyoudou/1027386/1033351.html>

※詳細は、9月下旬以降に掲載予定の岩手県ホームページを御覧ください。

地域企業感染症対策等支援事業費補助金〔岩手県商工労働観光部経営支援課〕

中小企業者が経営を継続するために行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や飲食店における業態転換に対して、その経費を補助するものです。

補助対象者

次の1、2両方に該当する者を対象とします。

1. 中小企業者、個人事業主、又は中小企業と同等と認められる規模の法人や組合等である
 2. 不特定多数の出入りのある来店型の店舗(飲食業、小売業、サービス業、宿泊業)を岩手県内に有している
- ※公の施設の指定管理者として運営する店舗は原則対象外

補助額 店舗あたり10万円(経費のうち消耗品費は3万円を上限)上限として、定額(10分の10)を補助します。

申請期限 令和3年1月8日(金)頃までを予定

URL <https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shougyou/shougyou/1031097>

あなたのまちの市民活動支援のみなもと



NPO法人 @リアスNPO サポートセンター

◎特定非営利活動法人
@リアスNPOサポートセンター
〒026-0021 釜石市只越町1-3-2
TEL:0193-22-2421
E-mail:info@rias-iwate.net
HP:http://rias-iwate.net/

市民とNPOを 結ぶミッション

NPO法人@リアスNPOサポートセンターは、まちづくりと中間支援の活動を行うことを目的として2004年に釜石市で設立された。当時の釜石市を含む沿岸地域は、基幹産業の衰退やそれに伴う人口減少、少子高齢化が進み、『地方都市の疲弊、中心市街地の衰退』を絵に描いたような状況だった。その中で、自分達の街の課題を自分達で解決できないか、という思いを持った仲間が集まり、『地域の賑わいを生み出す、そして頑張ろうと思う人を支える』まちづくり・中間支援NPOとして活動を開始した。

「まずはNPOに関わる人を増やす。」それが中間支援NPOとしての@リアスNPOサポートセンターの役割である。NPOが活躍するという事は、教育・福祉・環境・文化など暮らしに関わる様々な分野で、より幅広いサービスを选べる事につながる。また、多様な経験や能力を持った人が、自分の関心のある活動に参加する事で社会貢献による自己実現の機会を広げることができる。

より多くの人が自分自身の興味や想いに一致するNPOに、少しでも関わっていく事が何より必要だ。NPOに携わりたいたいという人を増やし、活動するNPOを応援する。さらに、直接活動はできないが協力した

連携から課題解決へ

い、という市民や企業とNPOを結ぶ活動を続けることが私達の使命(ミッション)だ。

設立から17年。2011年に東日本大震災に見舞われ、意図せず被災地のNPOと呼ばれるようになった。被災後は全国各地のNPO、NGOや企業などの支援者と被災地の復旧復興に関わる事業を行っていた。しかし、これまでの活動を振り返ると震災前からの活動と震災以後の活動に本質的な違いはないと感じる。まちづくり、人材育成、行政や企業との協働、NPO同士の連携を通して地域の課題解決につながる活動は、規模感は大きく違っても、そもそも行ってきたまちづくりの活動となすべき事は同じだ。

東日本大震災という経験は、多くの悲しみや悔しさをもたらしたが、同時に多くの学びを得る機会でもあった。1人で出来ることは限られていても、つながりを育み、連携を形にする事で出来ることが増えていく。私たちが目指している協働の姿が見られた。

今後は、地域を越えた連携を育てながら、未来に向けた地域やNPOのあり方を形にしていく活動を行う。

(文:NPO法人@リアスNPOサポートセンター
代表理事 鹿野 順)

NPO活動交流センターのHPでは、様々なイベント情報や助成金情報を掲載しています。

みなさまからの市民活動情報や「ピン」への取材依頼もお寄せください。

URL: <http://www.aiinanpo.org/> E-mail: n-katsu@aiina.jp

アイーナ N活

検索

Twitter フォローお願いします!!!
<https://twitter.com/aiinaNPO>

Facebook いいねをお願いします!!!
<https://www.facebook.com/aiinaNPO>

編集後記

今年度PINの第1号は、第2号との合併号。ページを増やしてお送りしました。特集で取材した団体の皆さんも、新型コロナウイルスによりイベントの中止など影響を受けています。一方で、オンラインでの開催や通販用の商品開発等、今後を見据えた活動がはじまっています。特集「つながる。地域の元気」では、昨年度に引き続き地域で活動するNPO法人やコミュニティを紹介しています。例年通りの活動が難しい中、地域の活動の現状をお伝えできればと思います。次回号は原央編です。(H・M)